

A 史跡等文化財指定地

番号	名 称	指 定 種 別	所 在 地		文 化 財 の 概 要	時 代	備 考
			(大字)	(小字)			
A	平等院庭園	史跡及び名勝 (国指定)	宇 治	蓮 華	永承7年(1052)に藤原頼通により創立。国宝鳳凰堂は翌年に完成。平等院には、現在、鳳凰堂周囲に阿字池を中心に往時の浄土式庭園遺構が良好に伝えられており、大正11年3月8日に境内の20,232.3㎡が史跡及び名勝の指定を受けた。平成2年度から平成14年度まで庭園の発掘と保存整備が実施されている	平安後期	世界遺産(古都京都の文化財)
B	隼上り瓦窯跡	史 跡 (国指定)	菟 道	東隼上り	低丘陵の南斜面に築かれた7世紀前半の瓦窯跡で、4基の登窯が発掘されている。ここで生産された瓦は飛鳥の豊浦寺に運ばれていた。わが国の初期瓦生産の実態を良く示す遺跡として昭和61年6月9日に史跡として指定された。指定面積2,066㎡。現在は埋め戻され史跡公園として整備されている。	飛鳥前期	出土品は市指定有形文化財指定
C	宇治上神社	国宝本殿に伴う 境内地	宇 治	山 田	本殿は正面1間流造りに内殿3棟を並立させた特殊な造りで、平安後期の造営とされる。国宝。拝殿は縫破風の住宅風建築で、鎌倉初期の造営とされる。国宝。摂社春日神社本殿は重要文化財。境内地 3,457㎡が国宝建造物本殿に伴う指定地となっている。	平安後期 鎌倉初期	世界遺産 (古都京都の文化財)
D	萬福寺境内	史 跡 (京都府指定)	五ヶ庄	三番割 西 浦	萬福寺は隠元によって寛文元年(1661)に開創された黄檗宗本山である。往時の伽藍を良く残しており、主要建物は重要文化財に指定されている。昭和60年5月15日に境内が京都府の史跡の指定を受けた。指定の面積は131,049.1㎡である。	江戸時代	建物が重要文化財指定
E	興聖寺文化財環境保全地区	文化財環境保全地区 (京都府決定)	宇 治	紅 齊 山 田	興聖寺は曹洞宗に属し慶安2年(1649)に淀城主の永井尚政によって造営された。往時の伽藍を良く残しており、宇治川岸から続く琴坂と境内の庭園が昭和61年4月15日に京都府の名勝に指定され、伽藍建築が平成4年3月31日に宇治市の有形文化財に指定、されている。境内背後の仏徳山・朝日山はシイ林を主体とした自然林が良く残り、近畿地方の代表的な自然植生として貴重であるところから、境内と境内林を含めた90,129㎡が平成7年3月14日に文化財環境保全地区に決定された。	江戸時代	琴坂と庭園が府の指定名勝、 建物は市の指定有形文化財
F	下居神社文化財環境保全地区	文化財環境保全地区 (京都府決定)	宇 治	下 居	明暦2年(1656)造営の三間社流造りの本殿と檜を主体とする境内林及び杉並木・桜並木の参道は良好な景観を構成している。昭和59年4月14日に文化財環境保全地区に決定された。	江戸時代	本殿は府登録文化財
G	庵寺山古墳	史 跡 (宇治市指定)	広野町	丸 山	直径56mの円墳であり、昭和50年の宅地造成に伴い古墳裾部が削り取られ宅地内に小山状に遺存。平成8年の発掘調査により粘土郭が発見され、内部より鏡や鉄製武器及び農耕具が発見された。また優秀な形象埴輪も以前より発掘されており、宇治を代表する古墳として平成9年3月25日に宇治市指定の史跡に指定された。指定の面積は1,112㎡である。平成13年度に整備工事を実施。	古墳前期	平成13年に整備工事
H	宇治川太閤堤跡	史跡 (国指定)	宇治 菟道 槇島町	乙方 丸山 大島	宇治川の右岸に豊臣秀吉によって16世紀末に築造された堤跡。この工事により、河川は伏見城下に導かれ、河川交通が確保された。遺構は護岸と水流を調整する水制があり、護岸は直線的に約400m続く。保存状況は極めて良好であり、豊臣秀吉の治水技術を具体的に示す。指定面積は22584.08㎡平成21年7月23日指定。	桃山時代	
I	西山古墳	史跡 (宇治市指定)	小倉町	西山	横穴式石室を埋蔵施設とする古墳である。標高26mの丘陵上であり、宇治丘陵の北西端に位置する。古墳の規模は不明。平成22年度の発掘調査で石室の一部を確認している。両袖式の横穴式石室で、石室全長7～8mの大型の石室であったと考えられる。天井石は失っているが、側壁は1.5m、3段ほど石が残っている。副葬品等の古墳に伴う遺物は見つかっていない。指定面積は190.87㎡	古墳時代	